

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 140 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 140 条第 6 項の規定により準用する同法第 133 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 9 月 3 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 4 号

対象土地 福岡市早良区次郎丸二丁目 5 9 5 番 7

福岡市早良区次郎丸二丁目 5 9 5 番 3

手続番号 令和 8 年第 5 号

対象土地 福岡市早良区次郎丸二丁目 5 7 9 番 5 1

福岡市早良区次郎丸二丁目 5 7 9 番 5 0

手続番号 令和 8 年第 6 号

対象土地 福岡市早良区次郎丸二丁目 5 7 9 番 4 7

福岡市早良区次郎丸二丁目 5 7 9 番 4 6

2 関係人の氏名又は名称

株式会社エクセル

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定の手続に係る意見聴取等の期日の開催の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。